

経 済 産 業 省

20200608保局第2号

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）等の一部を
改正する規程を次のように制定する。

令和2年6月26日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
等の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2017
0718保局第1号）、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定につ
いて（20180323保局第5号）及び特定認定事業者及び自主保安高度化事
業者の認定について（20180323保局第6号）の一部を別紙の新旧対照表
のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323 保局第 6 号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について 制定 20180323 保局第 6 号 平成 30 年 3 月 30 日 改正 20190606 保局第 1 号 令和 元年 6 月 14 日 20191118 保局第 2 号 令和 元年 11 月 29 日 20200608 保局第 2 号 令和 2 年 6 月 26 日	特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について 制定 20180323 保局第 6 号 平成 30 年 3 月 30 日 改正 20190606 保局第 1 号 令和 元年 6 月 14 日 20191118 保局第 2 号 令和 元年 11 月 29 日
<u>I. 特定認定事業者について</u> <u>3. 特定認定調査の申請手続き</u> （１）～（３） [略] <u>（４）（３）の規定により協会が行う特定認定調査は、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。</u> <u>（５）（４）の「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面・写真・映像その他調査に必要な資料を点検し、液石則第92条の3、一般則第94条の3又はコンビ則第49条の3の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。</u> <u>（６）特定認定調査を申請しようとする者は、（５）の図面、写真及び映像その他調査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあっては、液石則第92条の3、一般則第94条の3又はコンビ則第49条の3の基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料を（１）に定める書類に添えて提出するものとする。</u> <u>（７） [略]</u>	<u>I. 特定認定事業者について</u> <u>3. 特定認定調査の申請手続き</u> （１）～（３） [略] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設]
<u>4. 特定認定事業者に関する認定の方法</u> （１）～（３） [略] （４）施設の追加 ① 1. から 3. まで、4.（１）から（３）まで及び 4 の 2. の規定は、液石則第92条の6、一般則第94条の6及びコンビ則第49条の6の規定により施設を追加する場合に準用する。 ②～④ [略] （５） [略]	<u>4. 特定認定事業者に関する認定の方法</u> （１）～（３） [略] （４）施設の追加 ① 1. から 3. まで及び 4.（１）から（３）までの規定は、液石則第92条の6、一般則第94条の6及びコンビ則第49条の6の規定により施設を追加する場合に準用する。 ②～④ [略] （５） [略]
<u>4 の 2. 現地確認</u> <u>（１）協会は、3.（５）に定める図面、写真及び映像その他の資料の確認を行った場合は、原則として認定が行われた後 3 ヶ月以内に現地確認を行い、その結果を経済産業大臣へ報告するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により、3 ヶ月以内の実施が難しい場合は、この限りでない。</u> <u>（２）（１）の現地確認は、図面、写真及び映像その他の資料の確認を行った事項について行うものとする。</u>	[新設]

5. 特定認定事業者に関する認定の更新

1. から4の2. までの規定は、特定認定事業者に関する認定の更新に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。

Ⅱ. 自主保安高度化事業者

3. 自主保安高度化調査の方法

(1)・(2) [略]

(3)(1)の規定により協会が行う自主保安化高度化調査は、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

(4)(3)の「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面・写真・映像その他調査に必要な資料を点検し、5. に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。

(5) 自主保安高度化調査を申請しようとする者は、(4)の図面、写真及び映像その他調査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあっては、5. に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料を(2)に定める書類に添えて提出するものとする。

(6) [略]

4の2. 現地確認

(1) 協会は、3. (4)に定める図面、写真及び映像その他の資料の確認を行った場合は、原則として認定が行われた後3ヶ月以内に現地確認を行い、その結果を経済産業大臣へ報告するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により、3ヶ月以内の実施が難しい場合は、この限りでない。

(2) (1)の現地確認は、図面、写真及び映像その他の資料の確認を行った事項について行うものとする。

様式3 (I 3. (7)関係)

[略]

様式4 (I 3. (7)関係)

[略]

様式7 (II 3. (6)関係)

[略]

5. 特定認定事業者に関する認定の更新

1. から4. までの規定は、特定認定事業者に関する認定の更新に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。

Ⅱ. 自主保安高度化事業者

3. 自主保安高度化調査の方法

(1)・(2) [略]

[新設]

[新設]

[新設]

(3) [略]

[新設]

様式3 (I 3. (4)関係)

[略]

様式4 (I 3. (4)関係)

[略]

様式7 (II 3. (3)関係)

[略]